

第2章 全体構想：まちづくりの目標

全体構想は、都市の骨格となる全市レベルの将来像を示すとともに、これを実現するための主要な手法である都市計画を定める際の総合的な指針となるものです。

本市の全体構想では、第2章の「まちづくりの理念」、まちづくりの理念に従った「まちづくりの基本方針」、将来の都市の規模の目標を示す「目標人口」、そして、これらに基づく都市関連施策の展開を図るための将来の都市の構造を示す「将来都市構造」及び、第3章の本市全域の都市計画の方針を分野ごとに示す「分野別方針」で構成しています。

第2章 全体構想：まちづくりの目標

1. まちづくりの理念
2. まちづくりの基本方針
3. 目標人口
4. 将来都市構造



第3章 全体構想：分野別方針

1. 土地利用・拠点地区形成の方針
2. 交通体系の整備方針
3. 環境の保全・整備の方針
4. 景観形成の方針
5. 安全・安心なまちづくりの方針

1. まちづくりの理念

本市の最上位計画である「第2次小城市総合計画（平成28（2016）年10月）」の目指すまちの姿（将来像）は、「誇郷幸輝～みんなの笑顔が輝き 幸せを感じる ふるさと小城市～」としています。一方、都市計画マスタープランの一部とされる「小城市立地適正化計画（平成30（2018）年3月）」では、総合計画の将来像を踏まえ、都市の将来像として「人と自然が輝く、希望と活力にあふれた生活創造都市・小城市」と定めています。

小城市都市計画マスタープランは、小城市立地適正化計画と同様の範囲（都市計画区域：本市全域）のまちづくり方針を定めるものであり、小城市立地適正化計画の考え方を踏襲した計画とする必要があることから、小城市立地適正化計画の都市の将来像をまちづくりの理念に掲げ、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりや、集落地域の豊かな自然や深い歴史・伝統を背景に、多くの市民が健康で元気にふるさと小城市に住み続けたいと思うまちづくり、個性豊かで利便性と文化性の高い拠点形成を目指します。

《まちづくりの理念》

人と自然が輝く、希望と活力にあふれた生活創造都市・小城市

2. まちづくりの基本方針

本市のまちづくりの基本方針は、都市活動に特化した小城市立地適正化計画の基本方針に加え、産業の振興や集落地域の活力維持、歴史・文化などの継承、自然環境の維持・保全、安全・安心なまちづくりの5つの要素を追加することにより、本市全域のまちづくりの基本方針として定めます。

方針1 小城市らしさの継承による魅力と活力あるまちづくり

本市固有の歴史や文化を後世に継承し、まちの魅力として活かすため、歴史資源や自然資源を活用した交流空間の確保とまちなみ景観の形成を図ることにより、にぎわい創出による活力あるまちづくりを目指します。

方針2 地域特性を活かした様々な拠点の形成と相互に連携・補完するまちづくり

市民の日常生活を支える都市拠点や産業活動に特化した産業拠点など、都市活動にとって重要な拠点を適正に配置し、各拠点の役割に応じた都市機能の集積を目指します。

また、拠点間の相互連携による機能の補完を行うことにより、効率の良い都市構造の構築を目指します。

方針3 日常生活圏を考慮した多極ネットワーク型のまちづくり

分散する市街地や集落地での生活を維持するため、各拠点を結ぶ骨格道路網の整備や公共交通ネットワークの形成を図ることにより、多極ネットワーク型のまちづくりを目指します。

方針4 多様なライフスタイルを可能とする多自然居住型のまちづくり

本市には、市街地部での都市的生活以外にも、基幹産業である農林水産業を生業とする多様なライフスタイルを有しています。そのため、自然・営農環境の保全を図ることにより、第一次産業の維持を含め、多自然居住を目指します。

方針5 強靱な居住地を形成するための安全・安心なまちづくり

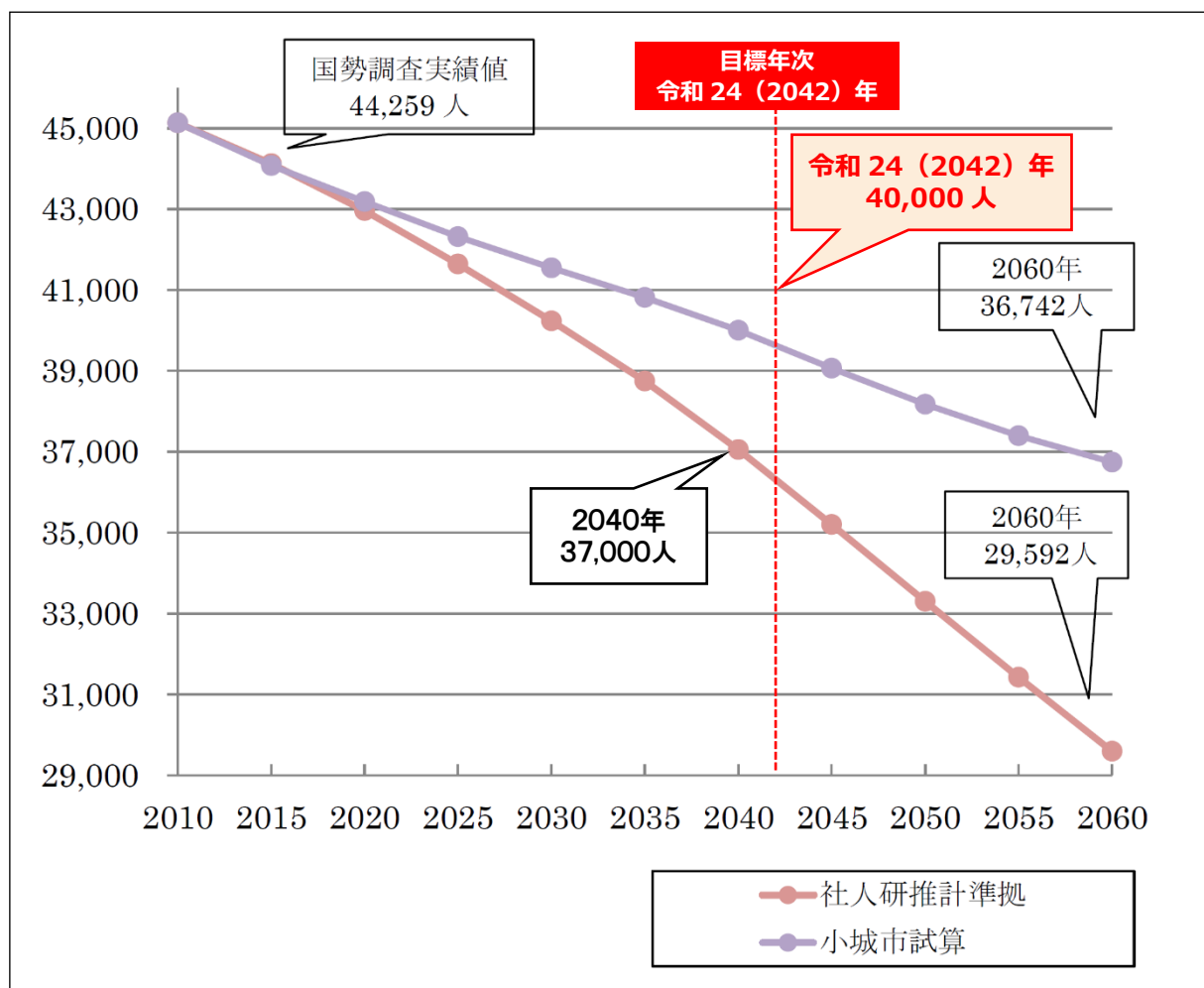
災害の激甚化を受け、国は国土の強靱化に向けた取組を強めています。本市においても強靱な居住地の形成に向け、防災対策や居住の誘導など、安全な居住地の形成を目指します。

3. 目標人口

小城市都市計画マスタープランは、概ね 20 年後の将来を見据えた都市像を実現するためのまちづくり方針とするため、目標年次を令和 24（2042）年としており、令和 24（2042）年の目標人口は、本市の第 2 次小城市総合計画や第 2 期まち・ひと・しごと創生小城市総合戦略との整合を図るため、人口ビジョンに定める将来人口に基づき、**40,000 人（令和 24（2042）年）**と設定します。

ただし、小城市都市計画マスタープランの一部である小城市立地適正化計画は、本市の人口予測が最も低い値となった場合でも維持し続けられる都市とするための施策であることから、国立社会保障人口問題研究所の推計値 37,000 人（令和 22（2040）年）を目標人口として設定しています。

■目標人口



出典：小城市人口ビジョン（原文を一部加工）

4. 将来都市構造

(1) 将来都市構造とは

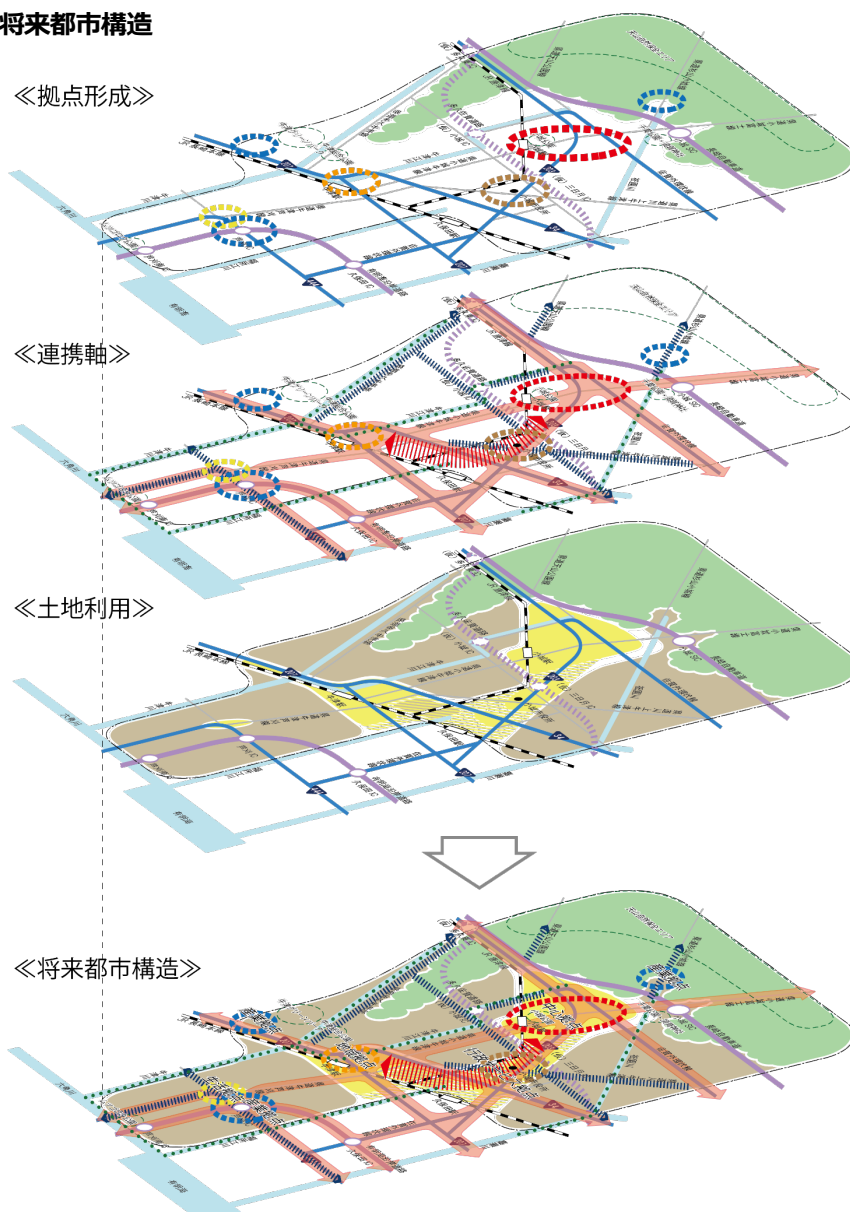
将来都市構造は、将来の都市の姿を骨格構造として表現するものであり、点、線、面の3つの要素を概念的に捉えることにより、効率かつ適切なまちづくりの方向を導くことを可能とするものです。

考え方としては、点を形成する場所（拠点）を選定し、点を結ぶ線（軸）を適正に配置することにより、面的な市街地の広がり（土地利用）を構成するものです。

■ 将来都市構造の要素と捉え方

要素	捉え方
拠点	市民の日常生活と密接な関わりを持ち、市の経済活動や産業活動を支える重要な場所として、積極的に拠点形成を行う場所を配置する役割を担います
軸	市内に点在する拠点を連結し、拠点間連携の重要性や役割を判断することにより、都市活動の経済効果を最大限に高める役割を担います
土地利用	拠点や軸の配置を元に、拠点周辺や軸上の面的な広がりを構成することにより、効率的な都市構造を形成する役割を担います

■ 3つの要素と将来都市構造



(2) 拠点形成

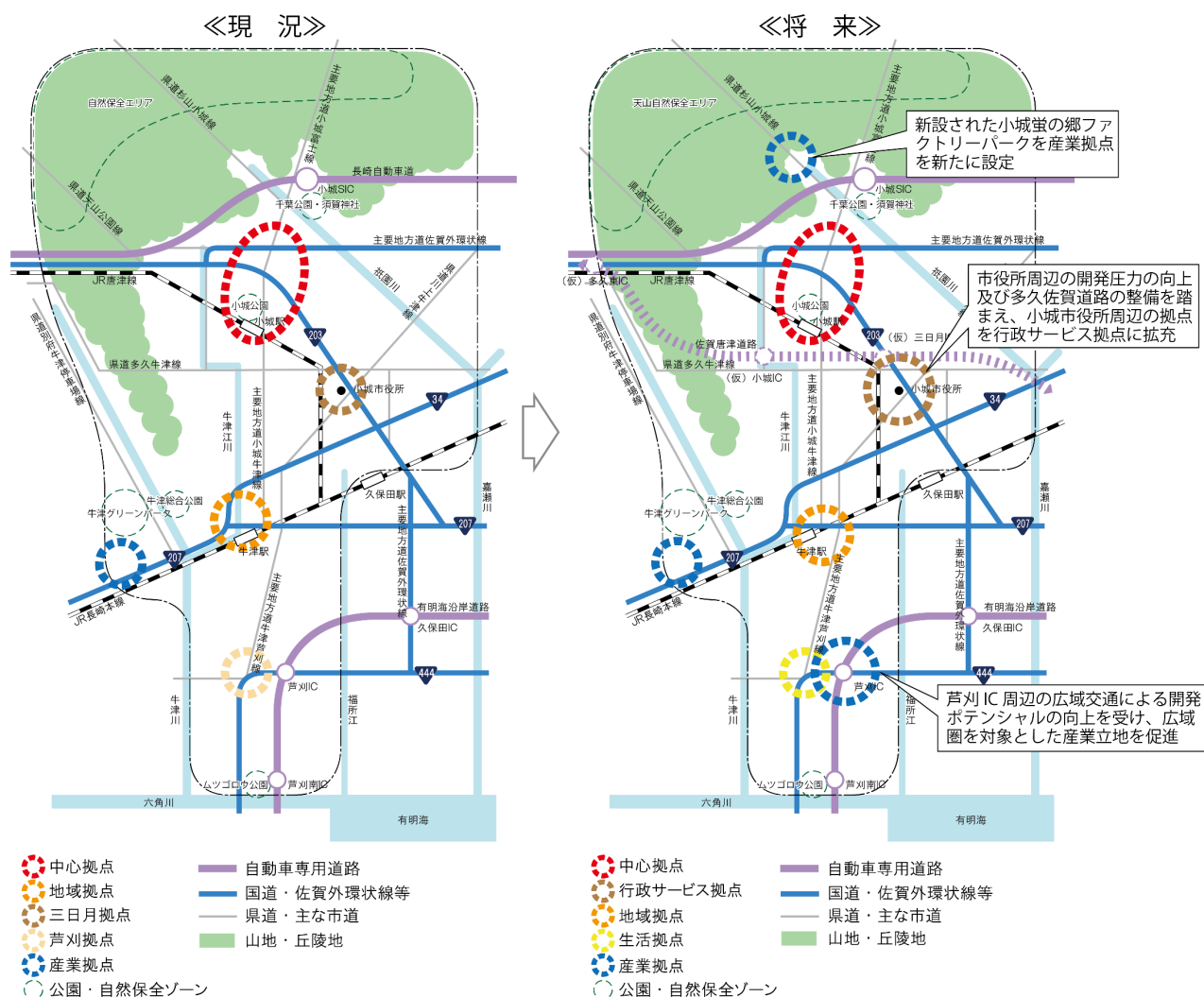
拠点形成は、健全な都市経営を図る上で重要となる場所に配置します。

拠点の種類は、日常の市民生活に関わりのある都市拠点として、中心拠点、行政サービス拠点、地域拠点、生活拠点の4種類を設定し、都市活動に影響を与えるその他の拠点として、産業拠点及び公園・自然保全ゾーンを配置します。

都市拠点の4種類のうち、中心拠点は、市内で最も商業・業務活動が盛んなJR小城駅から祇園川にかけてのエリアである中心市街地に位置づけ、様々な都市機能の集積とにぎわいの創出を図ります。行政サービス拠点は、市の中心に位置する本庁舎周辺に位置づけ、公共公益施設の集約を図ります。地域拠点は、中心拠点を補完し、市南部地域の市民生活を支える場所として、JR牛津駅周辺に位置づけ、商業・業務機能の集積・維持を図ります。生活拠点は、集落周辺の市民サービスを確保する場所として、小城市芦刈地域交流センター「あしぱる」周辺に位置づけます。

産業拠点は、芦刈インターチェンジ周辺、牛津工業団地及び小城町の郷ファクトリーパークに位置づけ、工業施設の操業環境の維持と円滑な流通環境を確保するとともに、芦刈インターチェンジ周辺については、広域交通の利点を活かし、周辺市町を対象とした広域的な産業立地の可能性についても検討します。

公園・自然保全ゾーンは、市民生活に潤いを与えるレクリエーション空間として、自然環境の保全とレクリエーション機能の増進を図ります。



(3) 連携軸

連携軸は、拠点や施設などの連携の重要度や種類を表すものであり、軸上の道路整備の必要性や公共交通連携などによる有機的な連携を進めるべき軸として設定します。

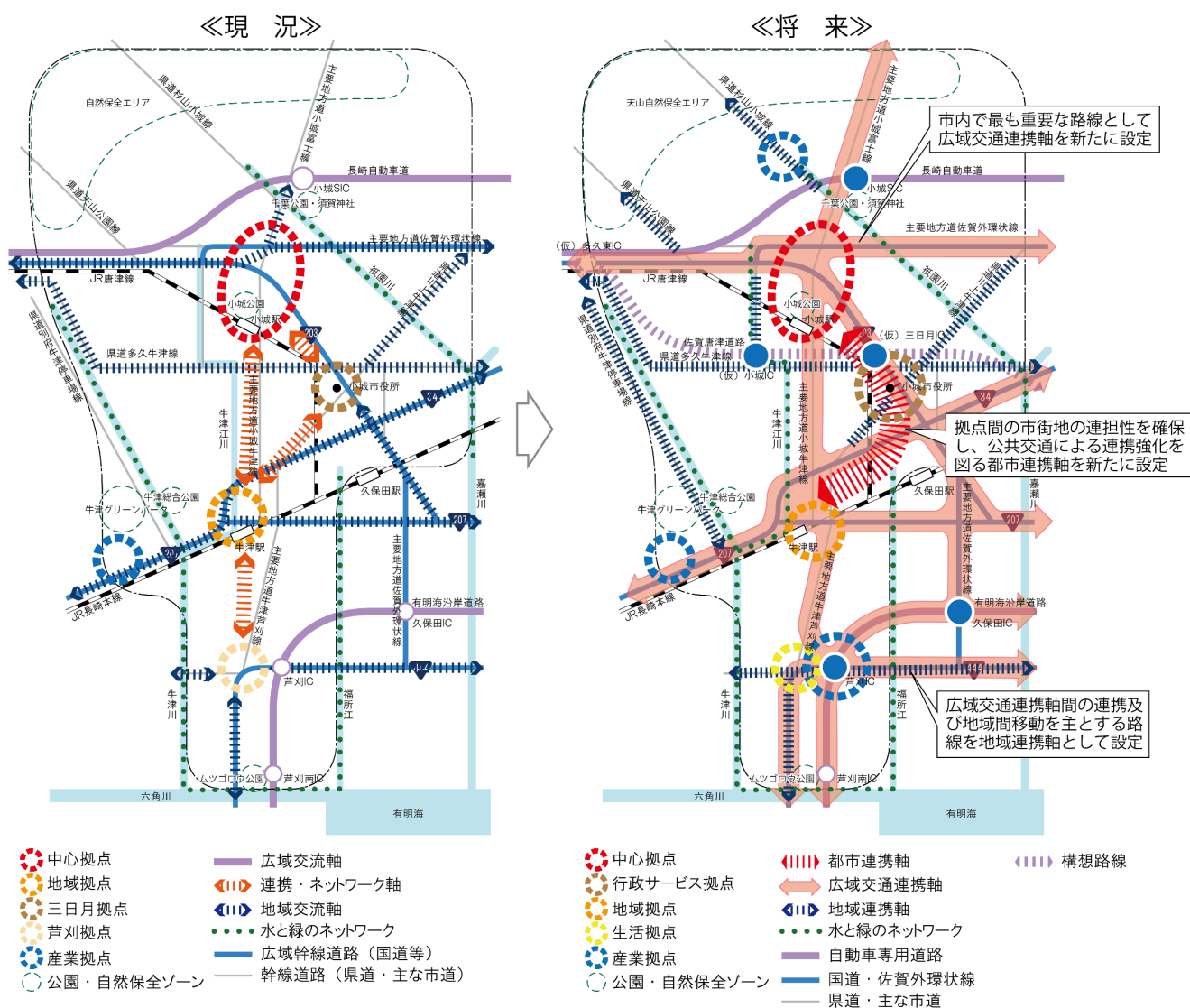
連携軸の種類は、都市活動の連携を意味する軸として、都市連携軸、広域交通連携軸、地域連携軸の3つの軸を定め、このほかに都市と自然をネットワークする軸として、水と緑のネットワークを設定します。

都市連携軸は、中心拠点や行政サービス拠点、地域拠点などを連携する市内で最も都市活動が盛んな軸であり、交通連携に限らず、沿道の土地活用を促し、市街地の連担性を図る軸として設定します。

広域交通連携軸は、市内の自動車流動の骨格を担う主要な交通軸として、国道及び佐賀外環状道路などの交通量の多い路線に位置づけ、円滑な交通流動の確保と沿道土地利用の推進を図ります。

地域連携軸は、広域交通連携軸を補完し、交通連携の維持・確保を行う路線として位置づけます。

水と緑のネットワークは、祇園川や牛津川、有明海などの水辺の自然要素を活用し、市街地と自然環境をネットワークする軸として、水辺の自然環境の保全を図るとともに、親水性の確保や遊歩道の整備など市民が身近に自然と触れ合える場所として活用します。



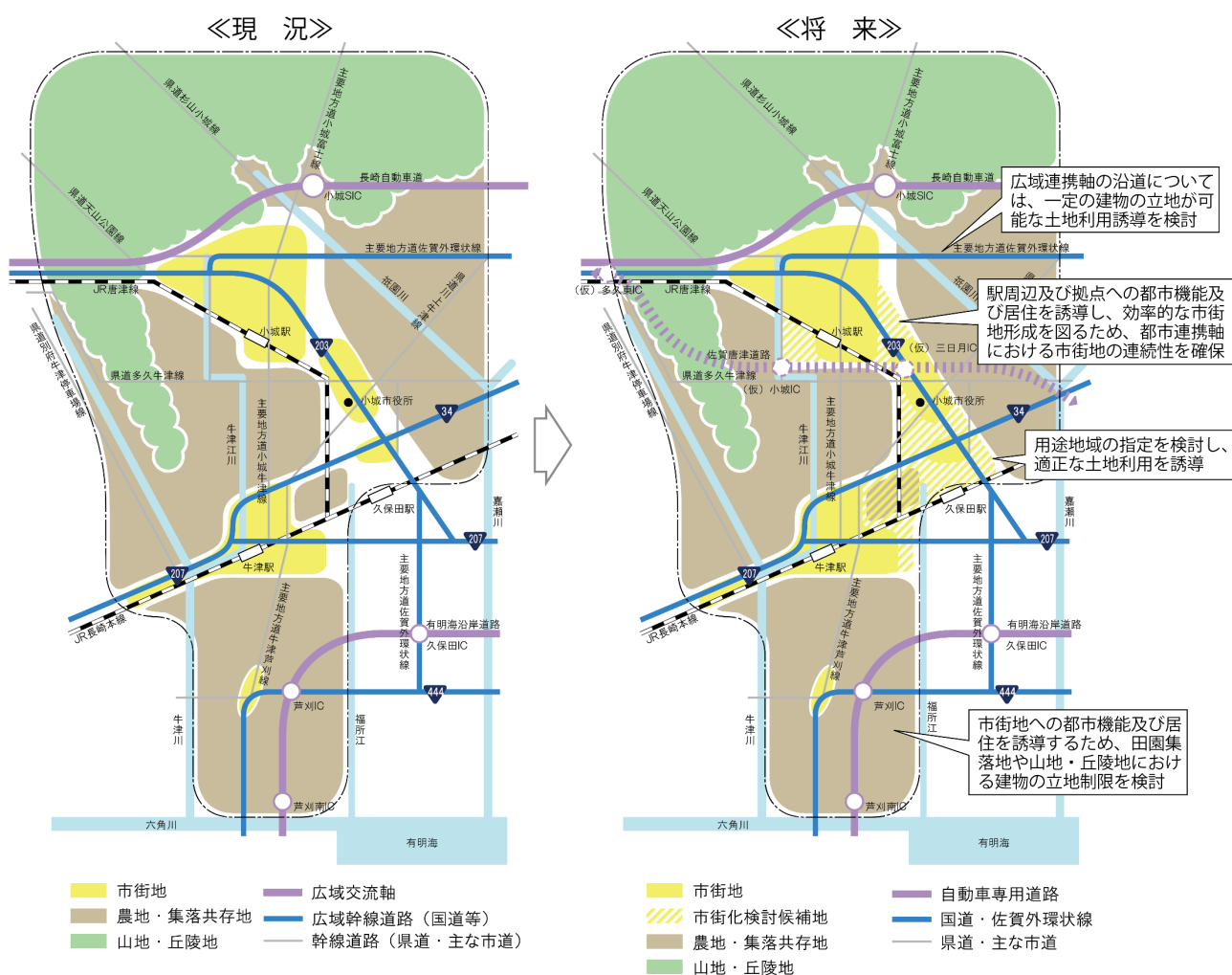
(4) 土地利用

土地利用は、拠点形成や連携軸の実現、適正な市街地形成を進めていくための施策であり、将来の市街地や産業用地のあり方、農地・緑地の保全の考え方などを示すものです。

市街地は、商業・業務や工業、住宅などの都市的土地利用が大半を占める場所に設定し、適正な土地利用誘導を行うことにより、効率の良い市街地形成を促します。市街化を検討する区域（市街化検討候補地）は、都市連携軸上に点在する市街地を連担させる区域であり、現時点では農地・集落共存地ですが、市街化が確実となった段階で市街地への転換を図る場所として設定し、市街地の連担に組みます。

農地・集落共存地は、営農環境の保全を図る区域として、無秩序な市街地の拡大を抑制し、農地の保全を図ります。

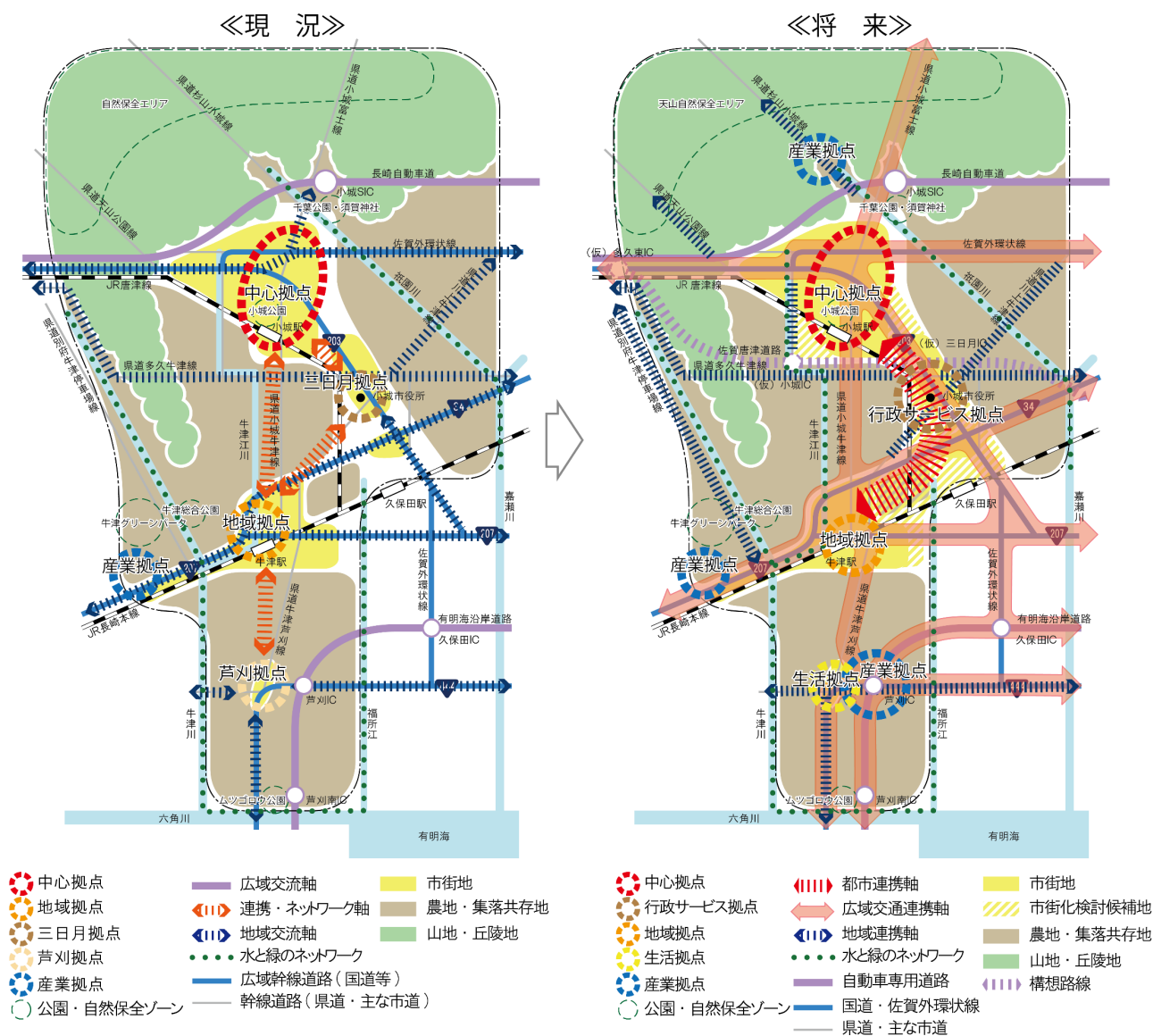
山地・丘陵地は、山林や集落環境を保全する区域として、自然環境の保全を図ります。



(5) 将来都市構造

将来都市構造は、まちづくりの骨格となる「拠点形成」、「連携軸」、「土地利用」の要素が相互に連動し、それぞれの役割に応じた取組を行うことにより、本市の望ましい都市の骨格形成を表現するものです。

本市の将来都市構造は、下図のような骨格を構成し、まちづくりの基本的な考え方として、分野別のまちづくり方針や地域別構想への反映を図ります。



■ 将来都市構造図

